

回答書

事業名 電子請求システム導入

上記事業に係るプロポーザルの質疑について、以下のとおり回答します。

番号	要求水準書・募集要項等	頁	項	質疑内容	市回答
例	募集要項	2	4		
1	募集要項	7	8	評価項目の業務経歴調書について、中核市要件を満たしている自治体だが中核市にはなっていない団体(加古川市等)について、対象とすることは可能でしょうか。	中核市でない団体の場合は、中核市要件を満たしていても、業務経歴調書は加点対象になりません。
2	募集要項	8	8	評価項目③請求データの連携について、貴市の財務会計システムの支出命令及び支出負担行為兼命令のメニューの種類(支出命令、支出命令(併合)、兼命令、兼命令(併合) など)をご教授ください。 また、集合命令(債権者集合)についても対象となるでしょうか。	本市の財務会計システムの支出命令及び支出負担行為兼命令のメニューの種類を以下に列挙します。 支出命令、支出負担行為兼支出命令、支出命令(複数科目)、支出負担行為兼支出命令(複数科目)となります。 なお、集合命令(債権者集合)につきましては対象となりません。
3	募集要項	8	8	評価項目③について、貴市の財務会計システムにおいて、電子決裁は利用されているでしょうか。その場合、電子決裁への請求書の電子添付もデータ連携の対象になるでしょうか。 また、電子決裁において、審査対象書類を添付して電子審査をされているもしくはその予定がありますでしょうか。	ご質問の趣旨は「起票処理の際に請求書のPDFファイル等を電子決裁における添付書類として本市の財務会計システムにアップロードする行為をデータ連携の対象に含めるか。」というものと理解し、回答いたします。 本市の財務会計システムにおきまして電子決裁を利用しており、請求書の電子添付につきましては加点の対象にはなりません。ただし、データ連携における電子添付の評価については、自動か手動かにより評価度が異なります。 なお、本市は現在紙の帳票による審査で運用しておりますが、本事業の実施に伴い審査対象書類の電子審査を検討していく予定としています。
4	募集要項	8	8	評価項目⑤見積データの連携について、執行伺へのデータ連携を図る場合、見積書のどの項目を連携想定でしょうか。また、支出負担行為は執行伺の情報を引き継いで起票されると思うのですが、執行伺でデータ連携する場合、支出負担行為では、見積書からどのような情報を取り込む想定でしょうか。	見積データの連携については、本市の財務会計システムのサブシステムである契約管理システムとの連携を想定しており、具体的には工事・建設関連コンサル・役務提供の一者随意契約時の執行伺メニューと物品の一者随意契約時の執行伺メニューを想定しています。連携項目としては件名、金額、契約相手方を想定しています。
5	募集要項	8	8	評価項目⑧について、請求書と見積書以外では、完了届や納品書の作成が可能です。が、その他姫路市が希望する帳票はございますか。	請求書と見積書以外で本市が運用している帳票は、業務完了届、納品書となります。 ※請書も運用しておりますが、機能要件に含んでいるためここには記述しておりません。
6	募集要項	8	8	評価項目⑨について、弊社サービスでは職員側はクライアント型で提供していることから、LGWAN-ASPである必要がないので該当しないのですが、その場合の評価はどうなるのでしょうか。	クライアント型の場合は、LGWAN-ASPでなくても本市職員側が同等の利便性を享受できること(本市職員が電子請求システムを利用するために本市ネットワークの改修を必要としないこと、本市職員が電子請求システムで請求データを受領する際にインターネット接続系を利用する必要がないこと、請求データを本市財務会計システムに連携する際に無害化処理等がデータ連携の成否に影響を与えないこと)が示されれば加点とします。
7	要求水準書	2	7	ネイティブアプリ方式であれば問題ないとの理解でよいでしょうか。	お見込みの通りです。
8	要求水準書	見積書・請求書作成	請書テンプレート登録	請書は他の帳票(完了届等)と同様に、必要事項を印字した帳票が出力できればよろしいでしょうか。 他の帳票(完了届等)は、導入時にレイアウトを決定しテンプレートとする想定ですが、請書についても同様の考え方でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 請書テンプレートにつきましても他の帳票と同様の考え方で差し支えありません。

9	要求水準書	データセンター	立地条件	弊社サービスはAWSを利用しており、災害対策は以下リンクのとおりに実施されておりますが、耐震強度については明確に公開されておられません。こちらの情報で、条件を満たしているとみなすことはできますでしょうか。 https://aws.amazon.com/jp/compliance/jp-dr-considerations/ https://aws.amazon.com/jp/government-education/nonprofits/disaster-response/ https://aws.amazon.com/jp/compliance/data-center/environmental-layer/	耐震強度は記載されていないものの、耐震対策がなされていることが記載されているため、条件を満たしていると判断させていただきます。
10	要求水準書	4	サービス利用	以下の記載がございますが、財務会計システムの更新予定時期についてご教授ください。 システムの最新のバージョン又は機能改善版がリリースされた場合は、当該バージョンへの移行作業又は適用資産の提供を実施すること	今年度は財務会計システムの改修を令和8年3月末に予定しております。 なお、ご質問の要求水準書の記載の内容につきましては、あくまで電子請求システムに係るものであり、本市が財務会計システムに改修を加えたことにより、電子請求システムの改修の必要が生じた場合を含むものではありません。
11	要求水準書	-	-	本事業の対応にあたり、財務会計システムに変更を加える必要がある場合は、その費用についてもお見積りに含める必要があるでしょうか。	財務会計システムの改修費用は本提案の費用として見積りに含める必要はありません。
12	要求水準書	-	-	No11の質問に追加で確認です。弊社プロダクトは、財務会計システムに組込可能なライブラリを提供しており、財務側に組み込むことでのデータ連携も可能です。提案者側のライブラリ等を組み込んで動かす場合、財務会計システム側の対応費用は本提案の費用に含める必要があるでしょうか。 財務会計システム側の費用を提案に含める必要がない場合、電子請求システム側は見積書や請求書のデータ項目を渡すところまでとなるため、評価基準の「財務会計システムへ連携可能な個別具体的な処理は充実しているか。」については、それぞれのメニューに対し連携可能なIFがあるかを評価するという理解であっているでしょうか？	ご質問の場合であっても、NO11の回答と同様に財務会計システムの改修費用は本提案の費用として見積りに含める必要はありませんが、参考見積として提案書に記載してください。 評価基準につきましてはお見込みの通りです。
13	電子請求システム導入事業に係る要求水準書令			本電子請求書システムの利用において対象の事業者数が何社かお伺いしたく存じます。 ※何社ほどに御庁からお声がけを実施するのかになります。	現時点で電子請求システムを利用する具体的な事業者数の想定はございません。参考情報として本市の事業者数の最大となりうる値を回答いたします。 ・登録業者数:4000程度 ・債権債務者数:18000程度
14	(様式7-1)電子請求システム導入に係る要求水準回答書	No9		見積書の受領ですが、当社サービスにおいてはサービス上で、御庁より見積依頼を発行し、事業者より見積書が受領できる仕様となっております。 見積書の受領自体は可能となっております為、適合状況は「○」で問題ないでしょうか。	ご質問の件は、(様式7-1)電子請求システム導入に係る要求水準回答書の機能要件No.10「見積書・請求書テンプレート登録」に係るものと認識いたします。 見積書の授受の前提として見積依頼を必要とするかどうかは問いませんので、「○」で差し支えございません。
15	(様式7-1)電子請求システム導入に係る要求水準回答書	No10		こちらは請求書ではなく、請書の認識であっておりますでしょうか。 請書の場合ですが、当社サービスの場合、自治体様よりサービス上で発注(注文)書を発行していただき、事業者より請書を発行をいただく仕様となっております。 請書(発注請書)としての受領自体は可能となっております為、適合状況は「○」で問題ないでしょうか。	ご質問の件は、(様式7-1)電子請求システム導入に係る要求水準回答書の機能要件No.18「請書テンプレート登録」に係るものと認識いたします。 請書の授受の前提として発注(注文)依頼を必要とするかどうかは問いませんので、「○」で差し支えございません。
16	募集要項	9	9	9 契約の方法 (3)の契約保証金ですが、SaaSのクラウドサービスの為、他団体様含め対応しておりません。(他団体様にもご了承頂いております) その為、姫路市契約規則第29条に記載の通り、免除のご相談をすることは可能でしょうか。	姫路市契約規則第29条第1項の各号のいずれかに該当する限りにおいて契約保証金を免除することができます。「クラウドサービスであること」は、免除の要件とはなりません。
17	(様式7-1)電子請求システム導入に係る要求水準回答書 機能要件	No5		●【質問内容】 電子請求書システム上で取引実績がある場合、アカウント情報(ログインID)の物理削除はできない仕様となっております。これは、過去の取引データとの紐つきや監査対応の観点から該当するアカウント情報の保持が必要であるためです。ただし、事業者代表者のIDを1つ残す形でそれ以外のアカウントについては退職等の理由により利用停止(退職処理)することが可能ですが問題ないでしょうか ■【機能要件】 事業者が自らの電子請求システムのアカウント情報やパスワードの変更および削除ができること。	当該機能につきましては論理削除でも差し支えございません。

18	(様式7-1) 電子請求システム導入に係る要求水準回答書 機能要件	No5		●【質問内容】 下記の機能要件について、見積書および請求書の入力項目のフォームテンプレートは本市職員様が用意するものとし、事業者側ではテンプレートの作成・編集はできない仕様です。これは、今後の財務会計システムとの連携も見据え、帳票レイアウトの統一が必要であるためです。 この仕様で問題ないかご確認いただけますでしょうか。 ■【機能要件】 本市職員または事業者が電子請求システム上で発行する見積書及び請求書の項目等を編集し、テンプレートとして設定できること。	本市職員のみが当該機能を利用できる場合であっても差し支えございません。
19	(様式7-1) 電子請求システム導入に係る要求水準回答書 機能要件	No18		●【質問内容】 本システムにおける請求書フォームは、本市職員様が用意した請求書フォーマットと同様の項目で構成されており、別途、請求書単独で任意のレイアウトを追加・変更することはできない仕様となっております。 この仕様で問題ないか、ご確認いただけますでしょうか。 ■【機能要件】 本市職員または事業者が電子請求システム上で発行する請求書の項目等を編集し、テンプレートとして設定できること。	当該機能につきましては請求書のフォーマットとは独立して請求書のフォーマットを設定できるかは問いませんので、差し支えございません。
20	姫路市情報セキュリティ対策基準	P7	⑪	●【質問内容】 下記、「姫路市情報セキュリティ対策基準」につきましては、今回の質疑書にて回答を求める対象範囲に含まれておりますでしょうか。 下記、セキュリティ対策基準⑪ 情報資産の廃棄等に記載の件です。 ⑪「クラウドサービスで利用する全ての情報資産について、クラウドサービスの利用終了時期を確認し、情報資産が適切に移行および削除されるよう管理しなければならない」とありますが、一部の事業者との取引情報については、事業者と共有が必要な情報であり、法令等により保存が義務付けられている情報が含まれている場合があります。 そのため、これらの情報については削除ができない場合がございますが、このような仕様で問題ないか、ご確認いただけますでしょうか。 また、情報セキュリティ対策基準に関する問い合わせが対象外であれば、別途確認またはご提出の機会を設けていただけますと幸いです。 ■【姫路市情報セキュリティ対策基準】⇒⑪ 情報資産の廃棄等⇒>(エ)クラウドサービスで利用する全ての情報資産について、クラウドサービスの利用終了時期を確認し、クラウドサービスで扱う情報資産が適切に移行及び削除されるよう管理しなければならない。	本市が保有していると評価できる情報資産につきましてはすべてクラウドサービスの利用終了時期を確認し、情報資産が適切に移行および削除されるよう管理しなければなりません、法令に特別の定めのある場合にその定めるところを超えて対応を求めるものではありません。